木更津市 新型インフルエンザ等 対策行動計画



平成 26 年 11 月 17 日 木更津市

目 次

I	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 1
П	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 3
	1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	. 3
	2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	. 4
	3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	. 6
	4. 新型インフルエンザ等発生時の被害と影響について	7
	5. 対策推進のための役割分担 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	. 9
	6. 行動計画の主要 6 項目	
	(1)実施体制·····	12
	(2) サーベイランス・情報収集 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	13
	(3) 情報提供・共有 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	(4)予防・まん延防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	(5)医療	18
	(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	7. 発生段階	20
Ш	各段階における対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	未発生期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	海外発生期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
	国内発生早期(県内未発生期)~県内発生早期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
	国内感染期(県内感染期)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
	小康期	46
	(参考 1)市内外で鳥インフルエンザが発症した場合等の対策	55
	(参考2)用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57

I はじめに

1. 新型インフルエンザ等の発生と危機管理

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とそれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、感染力の強さから新型インフルエンザと同様に多大な影響を及ぼす未知の感染症が発生する可能性もあり、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があります。

2. 新型インフルエンザ対策の経緯

わが国では、平成 17 年に、「新型インフルエンザ対策行動計画」(以下「行動計画」という。)が、「世界保健機関(WHO)世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて策定されました。その後、平成 20 年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律(平成 20 年法律第 30 号。)」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成 21 年に改定されました。

同年の新型インフルエンザ(A/HIN1)の世界的大流行では、わが国の健康被害の程度は、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られました。これらの教訓等を踏まえ、病原性の高い新型インフルエンザが発生しまん延する場合に備えるため、平成23年9月に行動計画を改定するとともに、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成24年5月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)が制定され、平成25年4月に施行されました。

3. 本市行動計画策定の経緯

国において、平成25年6月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)が策定され、新型インフルエンザ等対策ガイドライン(以下「政府ガイドライン」という。)が示されました。また、千葉県(以下「県」という。)においても政府行動計画と政府ガイドラインにおける考え方や基準を踏まえ、平成25年11月に千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)が策定されました。

以上のような国や県の動きを踏まえ、特措法第8条に基づき、本市の新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画として、政府行動計画(特措法第6条)や県行動計画(特措法第7条)との整合性を確保しつつ、平成21年策定の木更津市新型インフルエンザ対策対応方針を基に、新たに木更津市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「市行動計画」という。)を策定します。

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や各発生段階における対策を定めたものであり、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものであります。

【対象とする感染症】

市行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は政府行動計画及び県行動計画と同じく、以下のとおりです。

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ」という。)
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(定義)

第六条

- 7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をい う。
- ー 新型インフルエンザ (新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを 病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得し ていないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に 重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)
- 二 再興型インフルエンザ(かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)
- 9 この法律において「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、 既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当 該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民 の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

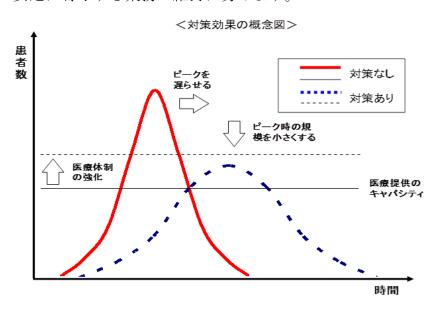
病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザや新感染症が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済活動にも大きな影響を与えかねません。本市は、羽田・成田両国際空港と近接しているため、その懸念は小さくないと考えられます。新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くがり患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうことを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていきます。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護します。

- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備や国が行うワクチン製造のための時間を確保します。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにします。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最少となるようにします。

- 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らします。
- 事業継続計画の作成・実施により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。



2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

(1) 状況に応じた柔軟な対応

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければなりません。

過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重 して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねません。本行動計画 は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染 症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策を講じ ます。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、国において病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び経済に与える影響等を総合的に勘案し、政府行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策が決定されます。 そして、県においてはそれらの対策を踏まえて、県が実施すべき対策が決定されます。

市としては、それらの内容に基づき、市が実施すべき対策を決定していきます。 国においては、病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の 知見等も踏まえ、最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するとともに、 常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切 な対策へと切り替えることとしています。また、状況の進展に応じて、必要性の低 下した対策については、その縮小・中止を図るなど見直しを行うこととしています。 県においてはそれらを踏まえた対策の見直しが行われるので、市においてもそれら の内容に基づき市が実施する対策の見直しを行います。

(2) 発生段階に応じた対応

新型インフルエンザ等対策にかかる市の責務は、地域住民に対するワクチンの接種、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関する対策を実施することなどです。対策の実施にあたっては、県や近隣市と緊密な連携を図る必要があります。

なお、県への協力を前提に、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の事項を基本とする一連の流れに沿った対策を進めていきます。

具体的な対策については、発生段階ごとに記載します。

① 未発生期

発生前の段階では、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備への協力、ワクチン接種体制の整備、市民・事業者に対する啓発や市・医療機関・企業等による業務計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行

います。

② 海外発生期

直ちに、対策実施のための体制に切り替えます。

新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定することが必要です。海外で発生している段階で、国内の万全の体制を構築するためには、わが国が島国であるとの特性を生かし、国・県の対策に協力し、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせます。

③ 国内発生早期、県内発生早期

国内発生早期の段階では、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的と した各般の対策を講じます。

県が行う患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等に協力します。

病原性に応じて、県が行う不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等の要請に 協力します。

なお、発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとします。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととします。

4 県内感染期

ア 県内で感染が拡大した段階では、国、県、事業者等と相互に連携して、医療の 確保や市民の生活・経済の維持のために最大限の努力を行います。

なお、社会の緊張により、予期しない事態が生じることが想定されることから、 あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握 し、状況に応じて臨機応変に対処していきます。

イ 事態によっては、地域の実情等に応じて、県と国の各省庁が政府対策本部と協 議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関も含めた現場が動 きやすくなるよう配慮・工夫を行います。

(3) 社会全体で取り組む感染拡大防止策

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組みあわせて総合的に行う必要があります。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果

が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組む ことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの 対策を実施することについて積極的に検討することが重要です。

事業者の従業員のり患等により、一時期、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかける必要もあります。

(4) 市民一人ひとりによる感染拡大防止策

新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要です。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となります。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い SARS のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要です。

3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等発生に備え又はその発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、国、県、指定(地方)公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期します。この場合において、次の点に留意します。

(1) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重します。

県との連携のもと、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等の実施にあたっては、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとします。

具体的に新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されています。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれ

らの措置を講じるというものではないことに留意します。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

市対策本部長は、本市における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進にあたり、必要に応じ県対策本部長に総合調整を行うよう要請します。

(4) 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表します。

4. 新型インフルエンザ等発生時の被害と影響について

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ(H5N1)等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念されます。

行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置いているが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要であります。また、新型インフルエンザの流行規模が、病原体側の要因(出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等)や宿主側の要因(人の免疫の状態等)、社会環境など多くの要素に左右されるものであって、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能です。

また、新感染症については、未知の感染症であるため、被害を想定することは 困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものは 新型インフルエンザ等感染症と同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理とし て対応する必要があり、併せて特措法の対象となっています。そのため、新型イ ンフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた 対応を検討・実施することとなります。このため、今までの知見に基づき飛沫感 染・接触感染への対応を基本としつつも、空気感染も念頭に置く必要があります。 本行動計画を策定するに際しては以下、国が示した過去に世界で大流行したインフルエンザのデータから一つの例として想定した推計結果を本市(平成 22 年国勢調査では、木更津市の人口129,312人で全国人口128,057,352人の0.1009%)に当てはめることで、被害想定を行いました。

(想定条件)

- ・全人口のり患率 25%
- ・過去に世界で大流行したインフルエンザを参考とする。
- ・アジアインフルエンザ等の中等度の致死率 0.53%
- ・スペインインフルエンザの重度の致死率 2.0%
- ・流行は約8週間続く。
- 現在の医療体制、衛生状況は考慮されないものとする。

【新型インフルエンザ患者数の推計】

	全国(128, 057, 352人)		千葉県(6, 216, 289人)		木更津市(129, 312人)	
り患者数	約3, 200万人		約155万人		約32,000人	
医療機関 受診患者数	約1,300万人 ~ 約2,500万人		約63万人 ~ 約121万人		約13,000人 ~ 約25,000人	
症 状	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	約53万人	約200万人	約2万6千人	約9万7千人	約540人	約2,020人
死亡者数	約17万人	約64万人	約8千人	約3万1千人	約170人	約650人
最大入院患者数 (1日当たり)	約10万1千人	約39万9千人	約4,900人	約19,400人	約100人	約400人

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論はありますが、以下のような影響が一つの例として想定されます。

- 市民の25%が、流行期間(約8週間)にピークを作りながら順次り患します。 り患者は、1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分 は欠勤期間後、治癒し(免疫を得て)、職場に復帰します。
- ピーク時(約2週間)に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での

療養などによる)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時(約2週間)には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定されます。

5. 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するに当たり、関係機関等の役割について以下に示します。

1. 国の役割

- ① 新型インフルエンザ等が発生した時は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有します。
- ② 新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の 推進に努め、WHO(世界保健機構)、その他の国際機関及びアジア諸国その他諸 外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究 に係る国際協力の推進に努めます。
- ③ 新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」(以下「関係省庁対策会議」という。)の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進します。
- ④ 指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておきます。
- ⑤ 新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針 を決定し、対策を強力に推進します。

2. 県の役割

- ① 国が定める基本的対処方針に基づき、県域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有します。
- ② 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として感染症対策の中心的な役割を担い、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し主体的な判断と対応を行います。
- ③ 新型インフルエンザ等の発生前の段階から、「千葉県新型インフルエンザ等対策連絡会議」などの枠組みを通じ、全庁的な取組を推進します。各部局庁では、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておきます。
- ④ 国内外に限らず新型インフルエンザ等が発生した際には、「政府対策本部」の設置とともに、県は直ちに「千葉県新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、

同対策本部会議を通じて、迅速かつ的確な対策を実施していきます。その後も 必要に応じて同対策本部会議を開催します。

- ⑤ 「千葉県新型インフルエンザ等対策本部専門部会」を必要に応じ開催し、発生 段階に応じた具体的な対策を検討します。
- ⑥ 市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策の実施を支援するとともに、 広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行います。

3. 市の役割

- ① 住民に最も身近な地方公共団体として、地域住民に対する情報提供やワクチンの接種、独居高齢者や障害者等への生活支援などを適切かつ迅速に行うため、特措法に基づいた行動計画を策定し、地域の実情に応じた必要な対策を推進します。
- ② 政府が新型インフルエンザ等対策緊急事態宣言を発表した際には、速やかに市対策本部を設置し、国及び県における対策全体の基本的な方針を踏まえ、地域の状況に応じて対策を進めます。
- ③ 対策を実施するに当たっては、県や近隣市と緊密な連携を図ります。

4. 医療機関の役割

- ① 医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、 新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療 資器材の確保等の準備を推進します。
- ② 新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めます。
- ③ 医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供します

5. 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法第3条 第5項に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

【感染症指定医療機関等医療機関】

新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進します。また、発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等への診療体制を含めた診療継続体制を確保するため、業務計画を策定します。

新型インフルエンザ等の発生時には、業務計画に定めるところにより、発生状況に応じて、新型インフルエンザ等に対する診療体制を強化し、医療を提供します。

【千葉県医師会】

業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画を作成し、新型インフルエンザ等発生時には、特定接種・住民への予防接種及び患者の診療等を行います。

【その他の医療関係団体】

それぞれの業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画を作成します。

【社会機能の維持等に関わる事業者】

電気・ガス・水道等の事業者、医薬品の製造・販売事業者、運送事業者等については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から業務計画を策定し、従業員への感染対策の実施などの準備を積極的に行います。

新型インフルエンザ等の発生時には、業務計画を実行し、可能な限り、その活動を継続します。

6. 登録事業者の役割(特措法28条)

- ① 医療関係者、公共サービス提供者、医薬品・食料品等の製造・販売事業者、運送事業者等については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から事業継続計画の策定や従業員への感染対策の実施などの準備を積極的に行うよう努めます。
- ② 新型インフルエンザ等の発生時には、事業継続計画を実行し、可能な限り、その活動を継続するよう努めます。

7. 一般の事業者の役割

- ① 一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行います。
- ② 市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれます。特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底など新型インフルエンザ等対策の実施に協力するよう努めます。

8. 市民の役割

- ① 新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等やその対策等に関する情報を得て、発生時にとるべき行動を理解し、季節性インフルエンザにおいて行っている、マスク着用・喉エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践します。
- ② 発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄を行います。
- ③ 新型インフルエンザ等の発生時には、国内、県内の発生状況や国、県、市町村等が実施している具体的対策等についての正しい情報を得た上で冷静に対応し、感染予防や感染拡大を抑えるために個人でできる対策を積極的に実施します。

上記役割による国・県・市の発生期ごとの役割分担について、別表 (P49-54) にまとめます。

6. 行動計画の主要6項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小限となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、政府行動計画及び県行動計画に基づき次の6項目を立案しています。

- (1) 実施体制
- (2) サーベイランス・情報収集
- (3) 情報提供·共有
- (4) 予防・まん延防止
- (5) 医療
- (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

なお、各項目の対策については、発生段階ごとに示すこととし、本項では横断的 な留意点については以下のとおりとします。

(1)実施体制

① 新型インフルエンザ等は、そのウイルスの病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、市全体の危機管理に関わる問題として取り組む必要があります。このため、全ての部課が協力する全庁一体となった取組を推進し、発生時には国、県、指定(地方)公共機関、事業者等と連携して、対策を強力に推進します。

- ② 海外で新型インフルエンザ等が発生し、情報収集の必要等がある場合等、市は 新型インフルエンザ等対策連絡会議を設置し、情報の共有化および対応に必要 な連絡調整を行います。
- ③ 国内で新型インフルエンザ等が発生し、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた場合は、全庁一体となった対策を強力に推進するため、特措法 34 条に基づき、速やかに市長を本部長とする木更津市新型インフルエンザ等対策本部を設置します。

本部長:市長

副本部長:本部員から市長が指名

本 部 員:副市長、教育長、消防長(消防長の指名する職員)

本部職員:市長が任命する市職員

④ 本部長は、対策本部に必要に応じて有識者等の出席を求め、専門的意見を聴取します。

(2) サーベイランス・情報収集

① 考え方

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、県内のサーベイランスの結果や新型インフルエンザ等に関連する様々な情報を系統的に収集・分析し判断につなげるとともに、その結果を関係者に迅速かつ定期的に還元すること等により、効果的な対策に結びつけることが重要です。

新感染症が発生した場合は、国及び県等からの要請に応じ、県内のサーベイランス体制の構築等に協力します。(P49別表のとおり)

② 海外で発生した段階から国内・県内の患者数が少ない段階 県からの要請に応じ、以下の対策等に適宜協力します。

県は、新型インフルエンザウイルスの病原性・感染力等の強さに関する情報が限られているため、サーベイランス体制の強化を図り、積極的な情報収集・分析を行います。

③ 国内・県内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された段階

県からの要請に応じ、以下の対策等に適宜協力します。

県は、患者の全数把握の意義が低下し、健康福祉センター(保健所)等や医療現場の負担が過大となることなどから入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替えます。

4) 活用

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、市における医療体制の整備等に活用します。

地域で流行する病原体の性状(インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等) に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報にも着目します。

⑤ 鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランス 県からの要請に応じ、以下の対策等に適宜協力します。

県は、鳥類、豚の動物の間での発生の動向を把握します。

(3)情報提供・共有

(ア)目的

新型インフルエンザ等対策を推進するためには、危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市、指定(地方)公共機関、医療機関、登録事業者、一般事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとることが重要です。そのため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け取り手の反応の把握までも含むことに留意します。

適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を 図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらうこと になります。

(イ)情報提供手段の確保

市民が情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、市ホームページ、広報誌やマスメディア等多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行います。

(ウ) 発生前における市民等への情報提供

新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究 の結果などについて、市民のほか、県等と連携して、医療機関、事業者等に情報提供します。

特に児童生徒等に対しては、学校・保育施設等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していきます。

(エ) 発生時における市民等への情報提供及び共有

発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策のプロセス(科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等)や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して分かりやすい情報提供を行います。

市民への情報提供に当たっては、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠であります。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要です。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信します。

新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ります。

(才) 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を整備します。

また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要です。 さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、 地域において住民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信 した情報に対する情報の受け取り手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしま す。

(4)予防・まん延防止

(ア)目的

- ・新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ後ろにず らすことで体制の整備を図るための時間を確保します。
- ・流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療 体制が対応可能な範囲内に収めます。
- ・個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせて行います。
- ・まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や対策そのものが社会・経済活動 に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、 新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じ て、実施する対策を決定、実施している対策の縮小・中止を行います。

(イ) 主なまん延防止対策 (P50 別表 2 のとおり)

①個人における対策

- ・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること等の基本的 な感染対策を実践するよう促します。
- ・県等からの要請に応じ、以下の取り組みに適宜、協力します。

県では、国内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力(健康観察、外出自粛の要請等)等の感染症法に基づく措置を行ないます。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出自粛要請を行います。

② 地域対策·職場対策

県と連携し、県内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、 職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されて いる感染対策をより強化して実施します。

③ その他

海外で発生した際、国は、その状況に応じた感染症危険情報の発出、査証措置(審査の厳格化、発給の停止)、港湾管理者の協力のもと、外国からの船舶入港情報の収集、入国者の検疫強化(隔離・停留等)、検疫飛行場及び検疫港の集約化、航空機や船舶の運航自粛の要請等の水際対策を実施するとしているが、感染症には潜伏期間や不顕性感染などがあることから、ある程度の割合で感染者は入国し得ること、特に、本県は成田国際空港や千葉・木更津港を擁しており、全国で最も早く患者が発生する可能性があり、患者発生以後に行うまん延防止対策を、実施することが必要です。

(ウ) 予防接種(P51 別表 3 のとおり)

i) ワクチンについて

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンは、プレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類があります。新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載します。

ii) 特定接種

○特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国 民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国がその緊急の必要があ ると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいいます。

○対象者は、

- ①「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」 を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣 の登録を受けているもの(登録事業者)のうち、これらの業務に従事する 者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)
- ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員 である。
- ○特定接種の接種順位について

特定接種の対象となる登録事業者、国家公務員及び地方公務員並びにその接種順位については、国が基本的な考え方を提示していますが、実施にあたっては、基本的対処方針や発生時の社会状況等を総合的に判断し、政府対策本部が決定します。

基本的な接種順

- 1) 医療関係者
- 2) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- 3) 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者(介護福祉事業者を 含む)
- 4) それ以外の事業者
- ○特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、 備蓄ワクチンを用いることとなりますが、発生した新型インフルエンザ等が H5N1 以外の感染症であった場合や亜型がH5N1 の新型インフルエンザであっ ても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデ ミックワクチンを用いることとなります。
- ○特定接種の接種体制について

登録事業者の登録の基となる業務に直接従事する者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国が実施主体となり、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員は当該地方公務員の所属する県又は市町村を実施主体とし、集団的接種により接種を実施します。

このため、本市は接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制を構築します。

iii)住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種として行います。

一方、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種により行います。

市が実施主体となり、原則として集団的接種により実施することとし、住民接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図ります。

接種対象者については、

- ① 医学的ハイリスク者
 - : 呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者(基礎疾患を有する者、妊婦)
- ② 小児(1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む)
- ③ 成人·若年者
- ④ 高齢者

:ウィルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群(65歳以上の者)

の4群に分類することを基本とし、接種順位についてはこの分類に基づき、 政府対策本部が決定します。

iv) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と、「住民接種」の二つの予防接種全体の 実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に 応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定されます。

(5) 医療

県の対策への協力

県等からの要請に応じ、次の対策等に適宜協力します。 (P53 別表 5 のとおり)

医療に関する県の対策

(ア) 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が 予測されるが、地域の医療資源(医療従事者、病床数等)には制約があることか ら、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要で ある。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に 医療提供を行うこととなる指定(地方)公共機関である医療機関や特定接種の登 録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体 的支援についての十分な検討や情報収集を行う。

(イ) 未発生期における医療体制の整備

県は、二次医療圏の圏域又は健康福祉センター(保健所)の所管区域を単位とし、保健所設置市と連携を図りながら、健康福祉センター(保健所)が中心となり、地区医師会、地区薬剤師会、指定(地方)公共機関を含む地域の中核的医療機関(国立病院機構の病院、大学付属病院、公立病院等)や医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置(地域健康危機管理推進会議を活用等)し、地域の実情に応じた医療体制の整備を図る。

また、帰国者・接触者相談センター(発生国からの帰国者や患者の接触者等を対象とした相談センター)の設置の準備を進めるとともに、帰国者・接触者外来(発生国からの帰国者や、患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を対象とした外来)を設置する医療機関や臨時の医療施設を設置するための公共施設等のリストをあらかじめ作成する等、設置の準備を行う。

保健所設置市は、県と連携を図りながら、市域における医療体制の整備を図る。

(ウ) 発生時における医療体制の維持・確保について

新型インフルエンザ等の国内での発生の早期には、医療の提供は、患者の治療とともにまん延防止対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させる。このため、県内における感染症病床等の利用計画を事前に策定しておく。また、発生の早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に周知する。

新型インフルエンザ等の診療は、季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関で実施することが原則となるが、流行の初期段階では、特定の医療施設への患者の誘導策を実施する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、国内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階までは各地域に「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行うが、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。このため、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触

した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。また、「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図る。医療体制については、県ホームページや県民だより等の広報によるほか、「帰国者・接触者相談センター」からも情報提供を行う。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関(内科・小児科等、通常、季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関)で診療する体制に切り替える。また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図ることとする。

その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、事前に、その活用計画を策定しておく。また、在宅療養の支援体制についても整備しておく。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、県医師会・地区医師会、小児科医会等の専門医会、中核病院等の関係機関のネットワークを構築する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民がり患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われています。また、本人のり患や家族のり患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがあります。このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活・経済への影響を最小限に抑えることができるよう、国、県及び関係機関等とともに特措法に基づき事前に十分な準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要です。(生活対策P54別表6のとおり)

具体的には、新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等発生を想定し、職場における感染予防や事業継続のための計画により、事業継続に不可欠な重要業務や従業員の勤務体制などをあらかじめ定め、発生に備えることが必要です。

新型インフルエンザ等の発生時は、職場における感染対策を実施し、まん延防止に 努めるとともに、事業継続計画を実行し、それに応じた活動を維持します。

7. 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、 事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、 予め発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めてお く必要があります。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内

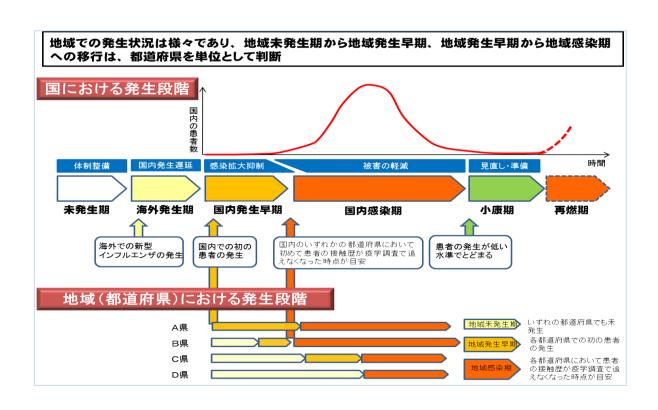
(県内)での発生、まん延期、小康状態に至るまでを、それぞれの実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類しました。国全体での各発生段階の移行については、WHOの情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定します。

また、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、医療提供や感染拡大防止 策等について、柔軟に対応する必要があることから、県内における発生段階を定め、 その移行については、必要に応じて国と協議のうえで、県は判断することとされてお り、本市は市行動計画で定められた対策を国や県行動計画等が定める発生段階に応じ て実施することとします。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと及び緊急事態宣言がされた場合には対策の内容も変化することに留意が必要です。

〈発生段階とその状態〉

〜光土段陌とての 仏恩/						
発生段階	状 態					
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態					
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態					
国内発生早期	【国内発生早期】(国の判断) 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 【県内未発生期】 国内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、千葉県内では発生していない状態 【県内発生早期】 千葉県内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態					
国内感染期 ※感染拡大〜まん延〜患者の減 少	【国内感染期】 国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 千葉県においては、以下のいずれかの発生段階 ①千葉県内で患者が発生していない場合 ②千葉県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 【県内感染期】 千葉県内で、新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態					
小康期	新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でと どまっている状態					



Ⅲ 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、状況、目的、対策の考え方、主要 6 項目の個別の対策を記載します。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に実施します。

対策の実施や中止時期の判断の方法については、必要に応じて、マニュアル等に定めることとします。

未発生期

〇状況

- 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発 的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

〇目的

1) 発生に備えて情報収集や体制の整備を行います。

〇対策の考え方

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、国・県・指定(地方)公共機関等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進します。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民及び関係者全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行います。

(1)実施体制

[市行動計画等の作成]

・特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画を作成し必要に応じ見直しを行います。

[体制の整備と国・県との連携強化]

- ・新型インフルエンザ等発生時の対策を整備・強化するために、初動対応にあたる体制の確立や発生時に備えた業務継続計画の策定等を進めます。
- ・国、県、他の市町村等との連携を図るため、平素からの情報交換や連絡体制の確認、

訓練等を実施します。

(2)サーベイランス・情報収集

[情報収集]

・国・県や関係機関等から、新型インフルエンザ等の対策や医療等に関する情報を収 集します。

[通常のサーベイランス]

・県等と連携し、県の情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応 じ、以下の取り組み等に適宜協力します。

サーベイランス・情報収集に関する県の対策

- ・人で毎年冬季に流行する通常のインフルエンザ(以下、「インフルエンザ」という。) について、指定届出機関における発生動向の週毎の把握を行うとともに、インフル エンザ病原体定点から集められた患者の検体から、ウイルスの亜型や薬剤耐性等を 調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。
- ・インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。
- ・学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学年閉鎖、休校等)を「感染症情報収集システム」等で確認し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。
- ・国等との連携のもと、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集を行い、新型インフルエンザの監視に活用する。

(3)情報提供・共有

「継続的な情報提供】

- ① 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、市ホームページ・市広報誌など各種媒体を利用し、市民に継続的に分かりやすい情報提供を行います。
- ② 手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等のインフルエンザ等に対して実施 すべき個人レベルの感染対策の普及を図ります。

[体制整備]

- 本市は、情報提供・共有の体制整備として以下を行います。
 - ① 新型インフルエンザ等発生時の、発生状況に応じた市民への情報提供の内容について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておきます。 情報提供する媒体については、市ホームページ・市広報誌やテレビ・新聞等のマスメディア等複数の媒体を用いるものとします。

- ② 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築します。
- ③ 情報の受け取り手の反応や必要としている情報の把握に努め、更なる情報提供に活かす体制を構築します。
- ④ 関係機関等と電子メールや電話を活用して、緊急に情報を提供できる体制を構築します。
- ⑤ 新型インフルエンザ等発生時に様々な相談に応じるため、相談窓口を設置する 準備を進めます。

(4)予防・まん延防止

[対策実施のための準備]

① 個人レベルでの対策の普及

感染予防のため市民に対し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、新型インフルエンザ等発生時には、自らの発症が疑われる場合は、君津健康福祉センター(保健所)に連絡し指示を仰ぐ、感染を広げないように不要な外出を控える、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図ります。

また、県が行う新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請等の感染対策についての理解促進を図ります。

② 地域対策・職場対策の周知

新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施している感染対策や、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について、周知を図るための準備を行います。

[予防接種]

特定接種対象者の登録への協力

国が実施する事業者の登録する事務手続きについて、県等からの要請に応じ、その取り組み等に協力します。

[接種体制の構築]

特定接種

特定接種の対象となる市職員に対し、集団接種体制を構築します。

② 住民接種

・国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、 市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるため の体制の構築を図ります。

未発生期

- ・県の技術的な支援を得ながら、円滑な接種の実施のために、居住する市町村以外 の市町村における接種を可能とするよう努めます。
- ・速やかに接種することができるよう、国が示す接種体制の具体的なモデル等を参考にしながら、国、県、地域医師会、事業者、学校関係者と協力し、接種に携わる医療従事者の体制や、接種の場所、接種日の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めます。

[情報提供]

・国が提供する新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解促進を図ります。

(5)医療

「地域医療体制の整備」

・県等からの要請に応じ、以下の対策等に適宜協力します。

地域医療体制の整備に関する県の対策

- ・医療体制の確保について国の示す具体的なマニュアル等により、県医師会等の関係機関と調整する。また、健康福祉センター(保健所)は、地域における医療提供体制の整備を行う。
- ・二次医療圏の圏域又は健康福祉センター(保健所)の所管区域を単位とし、健康福祉センター(保健所)が中心となり、保健所設置市と連携を図りながら、地区医師会、地区薬剤師会、指定(地方)公共機関を含む地域の中核的医療機関(国立病院機構の病院、大学付属病院、公立病院等)や医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置(地域健康危機管理推進会議を活用等)し、地域の実情に応じた医療体制の整備を図る。
- ・帰国者・接触者外来の設置や入院患者の受入準備を医師会、感染症指定医療機関等に依頼する。一般の医療機関に対しても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの院内感染対策等を進めるよう要請する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

[要援護者への生活支援]

・県及び国と連携して、県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握に努め、対策の準備を行います。

「火葬能力等の把握〕

県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把

握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備します。

[物資及び資材の備蓄等]

・新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等 し、または施設及び設備を整備します。

海外発生期

〇状況

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大 している場合等、様々な状況。

〇目的

- 1) 新型インフルエンザ等の市内発生の遅延と早期発見に努めます。
- 2) 市内発生に備えて体制の整備を行います。

〇対策の考え方

- 1)新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとります。
- 2)対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行います。
- 3) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策について的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促します。
- 4) 市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、国内発生に備えた体制整備を急ぎます。

(1) 実施体制

体制強化

- ① 関係部局の連携強化し、発生時における的確な対応を図るため、「木更津市新型インフルエンザ対策連絡会議」を設置します。
- ② 海外において、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度 以下と国において判断された場合、感染症法等に基づく各種対策を実施します。

(2)サーベイランス・情報収集

県等と連携し、以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に 応じ、以下の取り組み等に適宜協力します。

サーベイランス・情報収集に関する県の対策

[情報収集]

・国からの情報収集のほか、インターネット等を活用し、WHO、国立感染症研究 所等から新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。(健康福祉部)

[県内サーベイランスの強化等]

- ・引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。 (健康福祉部)
- ・県内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む)の届出を求め、全数把握を開始する。(健康福祉部)
- ・感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を 強化する。(健康福祉部、教育庁、総務部)
- ・引き続き、国等との連携のもと、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの 情報収集を行う。(農林水産部、環境生活部、健康福祉部)

(3)情報提供・共有

情報提供

- ・県等と連携し、市民に対して、海外での発生状況、市内発生した場合に必要となる対策等を、対策の実施主体を明確にしながら、市ホームページ等複数の媒体を活用し、分かりやすく、できる限り迅速に情報提供し、注意喚起を行います。
- ・うがい、手洗い、マスク着用、咳エチケットが必要であることを市民に再周知 します。

相談窓口の設置

国が作成した Q&A 等を活用し、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置します。

また、相談窓口に寄せられる問い合わせ等の内容を踏まえて、市民等がどのような情報を必要としているか把握します。

情報共有

国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の 情報共有を行います。

(4)予防・まん延防止

感染症危険情報の発出等

① マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染 予防の徹底強化に向けた、啓発に取り組みます。

海外発生期

② 国が海外渡航者に対して行う新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき 対応に関する情報提供及び注意喚起について、国、県、事業者等と相互に連絡して市民に広く周知を行います。

ワクチンの供給

ワクチンの供給予定等の情報などを県から収集します。

接種体制

特定接種

県や国等と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行います。

② 住民接種

- ・国と連携して、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行います。
- ・国の要請を受け、全市民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、具体的な接種体制をとれるよう準備します。

③情報提供

・国、県等と連携し、国が行う、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供に協力します。

(5)医療

県等と連携し、以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に 応じ、以下の取り組み等に適宜協力します。

医療に関する県の対策

[新型インフルエンザ等の症例定義]

・国から示された新型インフルエンザ等に関する症例定義等について、医療機関などの関係機関に周知する。(健康福祉部)

[医療体制の整備]

- ・発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者については、新型インフルエンザ等にり患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診療を行う。そのため、県及び保健所設置市は、帰国者・接触者外来を整備する。(健康福祉部)
- ・県及び保健所設置市は、帰国者・接触者外来以外の医療機関を新型インフルエンザ 等の患者が受診する可能性もあるため、地区医師会等の協力を得て、院内感染対策 を講じた上で診療にあたるよう体制を整備する。(健康福祉部)
- ・県及び保健所設置市は、帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義 を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ち に健康福祉センター(保健所)に連絡するよう要請する。

- ・県及び保健所設置市は、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した 検体を県衛生研究所(千葉市においては、千葉市環境保健研究所)へ送付し、亜型 等の同定を行い、国立感染症研究所において確認を行う。(健康福祉部)
- ・検査結果等から、新型インフルエンザ等患者と確定された場合は、感染症法に基づき、管轄の健康福祉センター(保健所)又は市保健所が入院勧告を行う。(健康福祉部)

[帰国者・接触者相談センターの設置]

- ・県及び保健所設置市は、帰国者・接触者相談センターを新型インフルエンザ等相談 窓口内に設置する。(健康福祉部)
- ・県及び保健所設置市は、国と連携して、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸 器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、その指示に従って、 帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。(健康福祉部)

[医療機関等への情報提供]

・新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に 迅速に提供する。(健康福祉部)

[検査体制の整備]

・県及び保健所設置市は、県衛生研究所(千葉市においては、千葉市環境保健研究所) において、新型インフルエンザ等のPCR検査等を実施するための検査体制を確立 する。(健康福祉部)

[抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等]

- ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。(健康福祉部)
- ・国から指示があった場合には、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、 患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗イン フルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう医療機関に要請する。(健康福祉部)
- ・引き続き、県内の医療機関・薬局・医薬品卸売販売業者における抗インフルエンザウイルス薬の在庫量の把握を行い、医薬品卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。(健康福祉部)

(6)市民生活及び市民経済の安定体制の確保

事業者の対応

県等からの要請に応じ、以下の取り組み等に適宜協力します。

県は、登録事業者及びその他の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するととも に、職場における感染対策を実施するよう要請する。(関係部局庁)

要保護者対応

新型インフルエンザ発生後、発生が確認されたことを要援護者や協力者に連絡します。

遺体の火葬・安置

県からの要請に基づき、火葬場の火葬能力を超える事態が起こった場合に備え、 一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。

国内発生早期(県内未発生期)~県内発生早期

〇状況

- ・国内発生早期(県内未発生期) 国内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、千葉県内では発生していない状態。
- ・県内発生早期 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触 歴を疫学調査で追うことができる状態。

〇目的

- 1) 市内での感染拡大をできる限り抑えます。
- 2) 患者に適切な医療情報を提供します。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行います。

〇対策の考え方

- 1) 医療体制や感染対策について周知するとともに、個人一人ひとりがとるべき 行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行います。
- 2) 県内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制を整備します。
- 3) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。
- 4) 千葉県内で新型インフルエンザ等の患者が未発生であっても、通勤・通学圏 を考慮し、東京都や神奈川県の動向に注意を払います。

(1) 実施体制

「県内未発生期」

基本的に海外発生期と同様の対策を講じます。

「県内発生早期」

- ① 県内での発生が確認された時は、市対策本部を設置し、国の示す基本的対処方針及 び市行動計画に基づき、県と連携し、新型インフルエンザ等対策を実施します。
- ② 緊急事態宣言がされた場合の措置 政府対策本部長が緊急事態宣言をした場合、直ちに、市対策本部を設置し、国が示す基本的対処方針、県計画、市計画に基づき必要な対策を実施します。

(2) サーベイランス・情報収集

県等と連携し、以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に 応じ、以下の取り組み等に適宜協力します。

サーベイランス・情報収集に関する県の対策

[サーベイランス]

- ・海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者及び入院患者の全数把握、学校等でのインフルエンザ等の集団発生の把握の強化を実施する。(健康福祉部、総務部、教育庁)
- ・医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のため、 新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集する。(健康福祉部)

[情報収集]

- 全国の発生状況を随時、把握する。(健康福祉部)
- ・国からの情報収集のほか、インターネット等を活用し、WHO、国立感染症研究 所等から、新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワ クチンの有効性・安全性等に関する情報を収集する。(健康福祉部)
- ・感染経路や感染力、潜伏期等の情報を国と連携して収集するほか、新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や治療の効果等に関する情報を収集し、対策に反映させる。(健康福祉部)

(3)情報提供・共有

「情報提供」

- ・感染予防には一人ひとりが、手洗い、うがいの励行及びマスク着用などの個人防護 を行うことが必要であることを市民に再周知します。
- ・国等からの情報等をもとに、国内・県内での発生状況や具体的な対策等について、 対策の実施主体等を明確にしながら分かりやすく詳細に情報提供し、市民への注意 喚起を行うとともに、市ホームページ等により、国の Q&A 等を関係機関や市民に周 知します。
- ・学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に市民に提供します。
- ・新型インフルエンザ等の発生時における記者発表にあたっては、政府対策本部及び 厚生労働省や県と情報を共有するとともに、発表の方法等については、これらの関 係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておきます。

[情報共有]

・国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行います。

[相談窓口の充実・強化]

- ・引き続き、相談窓口で市民からの相談に対応します。
- ・市民からの問い合わせ状況に応じ、相談窓口の時間や体制の拡充等を検討します。

(4)予防・まん延防止

[感染拡大防止]

〇国内発生早期 (県内未発生期)

・市内発生に備え、引き続き、海外発生期の対策を行います。

〇県内発生早期

・県が行う以下の取り組み等に適宜協力します。

予防・まん延に関する県の対策

- ・住民、事業所、福祉施設等に対し、手洗い・うがい・咳エチケット、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業者に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。(健康福祉部、関係部局庁)
- 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。(関係部局)
- ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する。(健康福祉部、総務部、教育庁)
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行など適切な感染対策を呼びかけるよう要請する。(総合企画部、健康福祉部)

「予防接種」

(住民接種)

- ・国が決定した優先接種対象者、接種順位等に関する情報を周知します。
- ・パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、君津木更津医師会や関係機関の協力を得て、接種を開始するとともに、接種に関する情報を国や県に提供します。
- ・接種の実施にあたっては、国、県と連携して、君津健康福祉センター(保健所)・ 保健相談センター・学校など公的施設を活用するか、医療機関に委託すること等に より接種会場を確保し、原則として、市内居住者を対象に集団的接種を行います。

「モニタリング)

・国から指示があった場合は、接種実施状況モニタリングを行うとともに、副反応等 の情報を提供します。

[緊急事態宣言がされている場合の措置]

○国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え以下

の対策を行います。

- ・県が行う以下の取り組み等に適宜協力します。
- ・住民に対し、特措法第45 条第1 項に基づき、期間と区域を定めて、生活の維持に 必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
- ・学校、保育所等に対し、特措法第45 条第2 項に基づき、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45 条第3 項に基づき、指示を行う。

要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

・学校、保育所等以外の施設について、特措法第24 条第9 項に基づき、職場における感染対策の徹底の要請を行う。要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11 条に定める施設に限る。)に対し、特措法第45条第2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3 項に基づき、指示を行う。

(5)医療

県等と連携し、以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に 応じ、以下の取り組み等に適宜協力します。

医療に関する県の対策

[医療体制の整備]

・発生国からの帰国者や患者との濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センター(新型インフルエンザ等相談窓口内に設置。)における相談体制を、海外発生期に引き続き継続し、国の要請により、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。(健康福祉部)

[患者への対応等]

- ・県及び保健所設置市は、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。(健康福祉部)
- ・県及び保健所設置市は、感染症指定医療機関等に対し、新型インフルエンザ等の症 例定義により患者(疑似症患者を含む。)と診断した場合は、直ちに保健所に連絡

するよう周知する。(健康福祉部)

- ・県及び保健所設置市は、国と連携し、必要と判断した場合には、県衛生研究所(千葉市においては、千葉市環境保健研究所)で新型インフルエンザ等のPCR検査等を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、原則として県内での患者数が極めて少ない段階で実施し、患者数が増加した段階では、PCR検査等は重症者等に限定して行う。(健康福祉部)
- ・県及び保健所設置市は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ 等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防 御なく曝露した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び有症時の対応 等を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。 (健康福祉部)

[医療機関等への情報提供]

・引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療 従事者に迅速に提供する。(健康福祉部)

「抗インフルエンザウイルス薬]

- ・県内感染期に備え、医療機関等に対し抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。(健康福祉部)
- ・引き続き、医薬品卸売販売業者等に抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導するとともに、県内の在庫量の把握を行う。(健康福祉部)

[医療機関・薬局における警戒活動]

・医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、 必要に応じた警戒活動等を行う。(県警察本部)_

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

[事業者の対応]

国・県から要請があった場合、市内事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請します。

[市民への呼びかけ]

食料品、生活必需品等の購入に当たって、市民に適切な行動を呼びかけます。

[要援護者への支援]

- ・計画に基づき、要援護者対策を実施します。
- ・食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分、配付等を行います。
- ・新型インフルエンザ等にり患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、 患者や医療機関等から要請があった場合には、国、県と連携し、必要な支援(見回り、食事提供等、医療機関への移送)を行います。

[遺体の火葬・安置]

- ・県と連携し、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を遺体の搬送作業 及び火葬作業に従事する者の手に渡るよう調整します。なお、非透過性納体袋は県 が病院又は遺体の搬送作業に従事する者に必要な数量を配付します。
- ・遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう 努めます。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している 場所を活用した遺体の保存を適切に行います。

[緊急事態宣言がされている場合の措置]

- ○国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え以下 の対策を行います。
 - ① 水の安定供給

業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

②サービス水準に係る市民への呼びかけ

事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した 段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを 呼びかけます。

③生活関連物資等の価格の安定等

県と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

国内感染期 (県内感染期)

〇状況

■県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。)。

〇目的

- 1) 医療提供体制を維持します。
- 2) 健康被害を最小限に抑えます。
- 3) 市民生活・市民経済への影響を最小限に抑えます。

〇対策の考え方

1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染対策から被害軽減に切り替えます。ただし、状況に応じた一部の感染対策を継続し、感染拡大をなるべく抑えるよう努めます。

対策の実施については、発生の状況を把握し、実施すべき対策の判断を行います。

- 2) 地域ごとの発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、地域ご とに実施すべき対策の判断を行います。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等 について周知するとともに、市民一人ひとりがとるべき行動について、分かり やすくかつ積極的に情報提供します。
- 4)流行のピーク時の入院患者や重症者の数を少なくして医療体制への負担を軽減します。
- 5) 医療提供体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにすることで健康被害を最小限にとどめます。
- 6) 欠勤者の増大が予測されるが、最低限の市民生活・市民経済を維持するため 必要なライフライン等の事業活動を継続します。また、その他の社会活動をで きる限り継続します。
- 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を 軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場 合は、できるだけ速やかに実施します。
- 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図ります。

(1)実施体制

木更津市新型インフルエンザ対策連絡会議は、県新型インフルエンザ等対策本部の状況、市内の患者発生状況を迅速に把握し、市内が感染期に入ったと判断したときは、国から示された基本的対処方針等を参考に必要な対策を決定します。

[緊急事態宣言がされている場合の措置]

- ○国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え以下 の対策を行います。
 - ①対策本部の設置

緊急事態宣言がなされた場合、速やかに木更津市新型インフルエンザ等対策本部を設置します。

②県及び他の地方公共団体による代行、応援等 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなっ た場合においては、特措法の規定に基づく県及び他の地方公共団体による代行、 応援等の措置の活用を行います。

(2) サーベイランス・情報収集

県等と連携し、以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に 応じ、以下の取り組み等に適宜協力します。

サーベイランス・情報収集に関する県の対策

[サーベイランス]

- ・県内の患者数が増加した段階では、新型インフルエンザ等患者及び入院患者の全数把握は中止し、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。また、学校等における集団発生の把握の強化については通常のサーベイランスに戻す。(健康福祉部、教育庁、総務部)
- ・引き続き、国からの国内発生状況に注視し、必要な対策を実施する。(健康福祉部)

[情報収集]

- ・引き続き、国からの情報収集のほか、インターネット等を活用し、WHO、国立 感染症研究所等から、新型インフルエンザ等の情報を収集する。(健康福祉部)
- ・感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集するほか、新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や治療の効果等に関する情報を収集し、対策に反映させる。(健康福祉部)

(3)情報提供・共有

「情報提供」

- ・県等と連携して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市民に対して、国内外 の発生状況と具体的な対策等を、対策の実施主体等を明確にしながら詳細に分かり やすく、できる限りリアルタイムで情報提供します。
- ・県等と連携して、市民がとるべき行動を理解しやすいよう、地域の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供します。また、社会活動の状況についても情報提供します。

・インフルエンザ等の感染予防には、手洗い、うがいの励行及びマスク着用などの市 民一人ひとりが行う個人防護が重要であることを、引き続き市民に広く周知します。

[情報共有]

・国や県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、流行状況や国等の対策方針を迅速かつ的確に把握します。

[相談窓口の継続]

- ・引き続き、相談窓口で市民からの相談に対応します。
- ・市民からの問い合わせ状況に応じ、相談窓口の時間や体制の拡充等を検討します。

(4)予防・まん延防止

[感染拡大防止策]

- ・県が行う以下の取り組み等に適官協力します。
- ① 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ② 事業者に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ③事業者に対し、職場における感染対策を徹底するよう要請する。
- ④ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行う。
- ⑤公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行など適切な感染対策の呼び かけを行うよう要請する。
- ⑥病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等に対し、感染対策を強化するよう要請する。

[予防接種]

・ワクチンが供給可能になり次第、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を開始します。市民に対し接種に関する情報提供を開始します。

[緊急事態宣言がされている場合の措置]

- ○国が緊急事態宣言がされている場合、上記の対策に加え、必要に応じて以下の対策 を行う。
 - ・県が行う以下の取り組み等に適宜協力します。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

・住民に対し、特措法第45条第1項に基づき、期間と区域を定めて、生活の維

持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を 要請する。

- ・学校、保育所等に対し、特措法第45条第2項に基づき、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
- ・学校、保育所等以外の施設について、特措法第24条第9項に基づき、職場における感染対策の徹底の要請を行う。県は、要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

(5) 医療

[在宅で療養する患者への支援]

- ・県と連携し、患者や医療機関等から要請があった場合には、関係団体の協力を得な がら、在宅で療養する患者への支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)や 自宅で死亡した患者への対応を行います。
- ・県等と連携し、以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に 応じ、以下の取り組み等に適宜協力します。

医療に関する県の対策

[患者への対応等]

- ・県は、国と連携し、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター(新型インフルエンザ等相談窓口内に設置。)及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うよう県医師会や医療機関等に要請する。(健康福祉部)
- ・県は、国と連携し、入院治療は、原則として重症患者を対象とし、それ以外の患者 に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。(健康福祉部)
- ・県は、国と連携し、医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型 インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医 師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付

することについて国が示す対応方針を周知する。 (健康福祉部)

・県は、国と連携し、医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるよう国、県医師会、医療機関等と調整する。(健康福祉部)

[医療機関等への情報提供]

・引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療 従事者に迅速に提供する。(健康福祉部)

[抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用]

・県内における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。また、県内の抗 インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗イン フルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、必要に応 じて国備蓄分の配分要請を行う。(健康福祉部)

[医療機関・薬局における警戒活動]

・医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、 必要に応じた警戒活動等を行う。(県警察本部)

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

[事業者の対応]

・国、県の要請を受け、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに 職場における感染対策を講じるよう要請します。

「市民への呼びかけ】

・食料品、生活必需品等の購入に当たって、市民の適切な行動を呼びかけます。

[要保護者対策]

- ・新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、 患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国、県と連携し、必要な支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)を行います。
- ・引き続き、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生 前に立てた計画に基づき、食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行います。

[遺体の火葬・安置]

- ・県と連携し、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めます。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として 準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行います。
- ・県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地・火葬場等に関する情報を広域的かつ速やかに収集し、本市の区域で火葬を行うことが困難な場合は、他の市町村及び近隣都道府県に対して広域火葬の応援、協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施します。

・死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、 県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保する ものとします。また、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保するものと します。

[緊急事態宣言がされている場合の措置]

○国が緊急事態宣言を行い、県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え以下 の対策を行います。

① 水の安定供給

業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

②サービス水準に係る市民への呼びかけ

事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかけます。

③ 生活関連物資等の価格の安定等

県等と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

④新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援

県、国と連携し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への支援(見回り、介護、訪問診療、食事提供等)、搬送、死亡時の対応等を行います。

⑤埋葬・火葬の特例等

- ・県からの要請に応じ、可能な限り火葬炉を稼働させます。
- ・県からの要請に応じ、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らか になった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、緊急の必要があると認めるときは、木更津市長以外の他市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を国が定めた場合には、それに基づいて対応します。

⑥新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

事業者向けの融資について、新型インフルエンザ等緊急事態において、市内事業者 及び農林漁業者等が経営不振等によって資金繰りに影響の出る恐れがある場合に は、相談窓口を設置するとともに、市等の制度融資やその他の活用可能な支援制度 を積極的に活用し、資金繰りの円滑化に努めます。

⑦金銭債務の支払猶予等

新型インフルエンザ等緊急事態において、市内事業者及び農林漁業者等の金銭債務の支払い等に影響が出る恐れのある場合には、国・県等の動向も踏まえ、対応策を速やかに検討します。

⑧ 通貨及び金融の安定

新型インフルエンザ等緊急事態において、国・県等が実施する通貨及び金融の安定 に係る必要な措置の周知に努めます

小康期

〇状況

- 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・大流行は一旦終息している状況。

〇目的

1) 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備えます。

〇対策の考え方

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器 材、医薬品の調達等、第一波による医療提供体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図ります。
- 2)第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供します。
- 3)情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努めます。
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進めます。

(1) 実施体制

[対処方針の決定]

・国が基本的対処方針を変更し、小康期に入った旨及び措置の縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針を公示した場合にはその対応を行います。

[対策本部の廃止]

・国が緊急事態措置の解除宣言を行った場合には、速やかに市対策本部を廃止します。

国が、「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」 とは、

- ・患者の数、ワクチン接種者の数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する 免疫を獲得したと考えられる場合。
- ・患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合。
- ・症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みが立った場合。

などであり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本 的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定する。

[対策の評価・見直し]

これまでの各段階における対策に関する評価を行い、これを踏まえ、必要に応じて、市の行動計画、マニュアル等の改定等を行います。

(2) サーベイランス・情報収集

県等と連携し、以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に 応じ、以下の取り組み等に適宜協力します。

サーベイランス・情報収集に関する県の対策

[サーベイランス]

- ・通常のサーベイランスを継続する。(健康福祉部)
- ・再流行を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザ等の集団発生の把握を 強化する。(総務部、健康福祉部、教育庁)

[情報収集]

・引き続き、国からの情報収集のほか、インターネット等を活用し、WHO、国立 感染症研究所等から、新型インフルエンザ等の情報を収集する。(健康福祉部)

(3)情報提供・共有

[情報提供]

県等と連携し、

- ・小康期に入ったことを市民に周知するとともに、流行の第二波に備え、市民への 情報提供と注意喚起を行います。
- ・メディア等に対し、市内の発生・対応状況について情報提供を行います。

[情報共有]

・県等と連携し、県等関係機関とのインターネット等を活用した情報共有を維持し、 第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を把握します。

「相談窓口の縮小】

・状況を見ながら、新型インフルエンザ等相談窓口を縮小します。

(4)予防・まん延防止

[予防接種]

・流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。

[緊急事態宣言がされている場合の措置]

・流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進めます。

(5)医療

・県等と連携し、以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に 応じ、以下の取り組み等に適宜協力します。

医療に関する県の対策

[医療体制]

- ・国と連携し、患者の発生状況を勘案しつつ平常の医療体制に戻す。(健康福祉部) [抗インフルエンザウイルス薬]
- ・国から、抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針が示された場合は、 医療機関に周知する。(健康福祉部)
- ・流行の第二波に備え、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄状況等を確認し、必要に 応じて追加備蓄等を行う。(健康福祉部)
- ・緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、県内感染期に講じた措置を適宜 縮小・中止する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

[緊急事態宣言がされていない場合の措置]

市民への呼びかけ

・必要に応じ、市民に対して食料品・生活関連物資等の購入に当たり適切な行動を呼びかけます。

要援護者への支援

・新型インフルエンザ等にり患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国、県と連携し、必要な支援(見回り、食事提供、医療機関への移送等)を行います。

[緊急事態宣言がされている場合の措置]

- ① 業務の再開
 - ・国、県と連携し、市内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業 継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開し ても差し支えない旨周知します。
- ② 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資
 - ・県内感染期の記載を参照。
- ③ 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等
 - ・国、県と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった 場合には、縮小・中止します。

表1 サーベイランス

分担	未発生期海外発生期		国内発生早期	国内	感染期	小康期		
围	●平時から継続して行うサーベイランス体制の整備・患者発生サーベイランス・ウイルスサーベイランス・入院サーベイランス・学校サーベイランス等・感染症流行予測調査・鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスのサーベイランス	●届出基準(症例定義)通知 ●患者全数把握の実施を通知 ●学校サーベイランスの強化を通知 ●ウイルスサーベイランスの強化を通知 ●国民の免疫保有状況の調査	●臨床情報の分析●迅速診断キットの感度・特異度等の有効性の検証●死亡・重症患者の状況の把握	●学校サーベイランス等の強化 の中止を通知	●患者全数把握を中止を通知 ●ウイルスサーベイランスの強化の中止を通知	●再流行の早期探知のため、学校サーベイランス及びウイルス サーベイランスの強化を通知	● 従来の計画	
	●積極的疫学調査に関する都道府県 の実施	!	●発生地における積極的疫学調査の支援(必要に応じて国立感染 症研究所職員の派遣)		●積極的疫学調査の支援の中止		『を評価、	
千葉県	●平時から継続して行うサーベイランスの実施 ●地域の実情に応じたサーベイランスの実施(必要に応じて) ●報告期間に対する報告内容・方法等に関する啓発	●患者全数把握の実施 ●学校サーベイランスを強化し実施 ●ウイルスサーベイランスを強化し実施	●死亡・重症患者の状況の報告	●学校サーベイランス等を平時 の体制に戻し実施	●患者全数把握を中止 (ただし、地域感染期以降についても都道府県等の判断により継 続可能) ●ウイルスサーベイランスを平時 の体制に戻し実施	●学校サーベイランス及びウイ ルスサーベイランスを強化し実施	- 第二波に備える	
	●積極的疫学調査に係る資料等を参考に、職員の研修の実施		●積極的疫学調査において、「疑似症患者」、「患者(確定例)」、及 び「濃厚接触者」の調査の実施				-	
木更津市	●国、県や関係機関等から新型インフルエンザ等の対策や医療等に関する情報を収集 ●国及び千葉県等の要請に応じ、適宜協力							

^{1):}国は各段階で得た情報の収集・分析等した上で、対策立案・情報還元に活用する。 2):千葉県は各段階で得た情報を国に報告するとともに、分析等した上で、情報還元する。

表2 まん延防止

	未発生期	海外発生期		国内発生早期	国内感染期	小康期		
国				●住民や事業者等に対し、基本的な感染理・受診の勧奨等を要請 ●公共交通機関に対して、感染対策を講 ●必要に応じて、学校等におけるまん延順 ●都道府県等や関係機関に対し、病院、が集まる施設等における感染対策の強化	ずるよう要請 防止策の実施に資する目安を示す 高齢者施設等の基礎患者を有する者	● 従		
				●重点的感染拡大防止策の実施の検 討、結論を得る。		来の計画		
千葉県	●個人における対策の普及 ●地域対策・職場対策の 周知	事 場 態 合 で は		●感染症法に基づく患者への対応や濃厚	触者対策は実施しない。) るよう要請 切に行うよう、学校の設置者に要請	を評価、第二波に備		
				●不要不急の外出自粛の要請等 ●施設の使用制限等の要請等 (地域感染期には、患者数の増加に伴い 荷が過大となり、適切な医療を受けられる 加する可能性が見込まれる特別な状況下	いことにより重症者・死亡者数が増	える		
木更津市	●個人における対策の普及 ●国及び千葉県の要請に応じ、適宜協力							

表3 予防接種

分担	対策	未	発生期	海外発生期		国内発生早期	国内感染期	小康期
国	特定接種	●ワクチンの研究開発を促進 ●プレパンデミアンの製造・備著(一部は製剤に流整を開発を開発を開発を開発を開発を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開いた。●ワクチを開い、接種体制を開い、を表表を関います。	●登録実施要領 を作成し、道所の を作成、都町村の でで、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで	●備蓄したプレパンデミックワクチンのうち、有効性が期待できるもののうち製剤化分の要種、原液の製剤化の要請 ●厚生労働省(国立感学・アクラーの製造株型ののがですが、作成を行い、製造株型のののができない。	●必要に応じ、特定接種の実施を決定 ●基本的対処方針にて総枠、対象、順位など具体的運用の決定 ●国家公務員の対象者に特定接種を実施	●ワクチンを確保し、速やかに供給する ●特定接種の継続 ●データの収集・分析などを行い、情報の提供を行う	●ワクチンを確保し、速やかに供給する ●特定接種の継続 ●データの収集・分析などを 行い、情報の提供を行う	●従来の計画を評価、第二波
	住民接種	等、情報提供を 行い、国民の理 解を促進	F、情報提供を Fい、国民の理 ●円滑に流通で	●供給量の計画策定 ●必要に応じて輸入ワクチンを確保	●市町村に対し、接種体制の構築の準備を要請 ●ワクチンの種類、有効性・安全性、接種体制等につき情報提供	●実施について基本的対処方針等諮問委員会に諮り決定 ●新型インフルエンザに関する情報を踏まえ、接種順位を決定	●ワクチンを確保し、速やかに供給する	波に備える
千葉県	特定接種	●円滑に流通でき ●所属する地方公 体として対象者を担	務員の実施主	●所属する地方公務員 <i>0</i> 実施	●所属する地方公務員の対象者に特定接種を 実施		●所属する地方公務員の対 象者に特定接種を継続	● 国 の
	住民接種	●市町村が速やかに接種できるよう技術的支援、接種体制の構築へ の協力		●市町村が速やかに接租援、接種体制の構築への		●市町村が速やかに接種できるよう技術的支援、接種体制の構築への協力	●市町村が速やかに接種できるよう技術的支援、接種 体制の構築への協力	一 方針 に 従 い
木更津市	特定接種	●所属する地方公 体として対象者を排		●所属する地方公務員 <i>0</i> 実施)対象者に特定接種を	●所属する地方公務員の 対象者に特定接種を継続	●所属する地方公務員の対 象者に特定接種を継続	再 整 備
		●実施主体として速やかに接種で きる体制の整備		●接種体制(医療従事者等、接種場所、接種に 要する器具等、住民への周知方法等)準備		●接種会場、医療従事者 等を確保し、原則として集 団的接種を行う	●住民接種の継続	

表4 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・放出、予防投与

分担	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期			
T	●抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 ●抗インフルエンザウイルス薬の流通状況の確認、適正な流通の指導	●全国の患者発生状況及び抗インフルエンザウィ ●抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指 ●必要に応じ製造販売業者に対して追加製造を打 ●都道府県と連携し、医療機関等に対し、新型イ 者の同居者、濃厚接触者、医療従事者・水際対策 ザウイルス薬の予防投与を行うよう要請	導 指導 ンフルエンザウイルスの曝露を受けた者(患	 ●全国の患者発生状況及び抗インフルエンザウイルス薬の流通状況等を把握 ●都道府県からの補充要請に対し、国が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を、卸業者を通じて放出 ●予防投与の効果等を評価した上で患者の同居者に対する予防投与を継続するか決定する 	●従来の計画			
千葉県	●抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 ●抗インフルエンザウイルス薬対策委員会等を設置し・在庫状況等を把握する体制整備・備蓄の放出方法について取り決める	●抗インフルエンザウイルス薬対策委員会等で協議された内容を確認するとともに、 未発生期に整備した体制を用いて、在庫状況等の把握を開始 ●卸業者に対し、製造販売業者が流通備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を早期に確 はし、感染症指定医療機関等に発注に対応するよう指導 ●備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の使用状況及び在庫状況を経時的に国に報告		●各医療機関等での使用状況及び在庫状況に関する情報を収集 ●必要に応じて卸業者に対して各医療機関等の発注に対応するよう指導 ●市場に流通している抗インフルエンザウイルス薬の在庫量が一定量以下になった時点で、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を卸業者を通じて医療機関等に供給 ●備蓄量が一定量以下になった時点で国に補充を要請 ●備蓄分の使用状況及び在庫状況を国に経時的に報告	『評価、第二波に備える			
木更津市	●千葉県からの要請に応じ適宜協力							

分担	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
围	●都道府県等の体制整備の進 捗状況について定期的にフォ ローアップ ●医療機関へ個人防護具の準 備など感染対策等を進めるよう 要請。医療機関の診療継続計 画の作成要請、支援	●新型インフルエンザ等の症例 定義を明確にし、随時修正に、関係機関に周知 ●新型インフルエンザ等に診断・ 治療に資する情報等を医療機 関・医療関係者に提供 ●国立感染症研究所において検 査体制の確立。地方衛生研究所 を設置する地方公共団体に対し 技術的支援	●引き続き、新型インフルエンザ等に診断・治療に資する情報等を医療機関・医療関係者に提供 ●患者等が増加してきた段階では、都道府県等に対し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、一般の医療機関でも診療する体制への移行を要請	●都道府県等に対し、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者センター、感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、一般の医療機関でも診療する体制への移行を要請 ●引き続き、新型インフルエンザ等に診断・治療に資する情報等を医療機関・医療関係者に提供	● 従
千葉県	●二次医療圏又は健康福祉センターの所管区域を単位保健所が中心となり、対策会議を設置し、地域の実情に応じた医療体制の整備 ●医療機関へ個人防護具の準備など感染対策等を進めるよう要請。医療機関へ診療継続計画の作成要請、支援 ●帰国者・接触者外来、帰国者・接触者センターの設置準備。感染症医療機関等での入院患者の受入準備 ●地域感染期における医療体制の整備	●帰国者・接触者外来、帰国者・接触者センターの設置 ●帰国者・接触者外来を有しない医療機関を患者が受診する可能性もあるため、地域医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を設置する	●帰国者・接触者外来、帰国者・接触者センターの継続 ●新型インフルエンザ患者に対し、原則として、感染症法に基づき感染症指定医療機関等で入院措置 ●患者等が増加してきた段階では、帰国者・接触者外来、帰国者。接触者センター、感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、地域医師会等と連携しながら、一般の医療機関において診療 ●地方衛生研究所においてPCR等の確定検査 ●医療機関。薬局及びその周辺において、必要に応じた警戒活動等の実施	●帰国者・接触者外来、帰国者。接触者センター、感染症法に基づ、患者の入院措置を中止し、地域医師会等と連携しながら、一般の医療機関において診療 ●入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者は在宅での治療を要請するよう、関係機関に周知 ●医療機関が不足した場合、定員超過入院や臨時の医療施設の設置等において医療を提供 ●通常の協力依頼のみでは医療の確保ができないような場合、医療関係者に対する要請等を検討 ●電話再診患者等への抗インフルエンザウイルス薬等の処方方法の周知 ●検査のキャパシティからPCR検査等の実施の優先順位を判断 ●引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、必要に応じた警戒活動等の実施	に来の計画を評価、第二波に備える
木更津市	●千葉県からの要請に応じ適宜協	3力	●関係団体の協力を得ながら在宅で療養する患者への支援●千葉県からの要請に応じて適宜協力		

表6 生活対策(生活支援、埋火葬)

分担	対策	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期			
		●コールセンターの設置							
国	生活支援	●国民への注意喚起●都道府県等からの要精に対し、必要に応じて支援							
	埋火葬	●都道府県等からの要精に対し、必要に応じて支援	道府県等からの要精に対し、必要に応じて支援						
	生活支援	●市区町村に対し、必要な支援				•			
	生活又恢		●相談窓口の設置			- 従 来 の			
千葉県			●資器材等 の備蓄	資材等の確保	●火葬場経営者への可能な限りの火葬炉の稼動要請、 広域的な火葬体制の整備、遺体の保存対策、一時的な 埋葬を考慮	計画を評価 、第			
	生活支援	●新型インフルエンザ等発生時の要援護者の把握	●要援護者へのう	支援		二波に備える			
木更津市			●相談窓口の設置						
			●死亡者の増加I 円滑な埋火葬体制		●火葬炉の稼動●臨時遺体安置所の拡充●墓地埋葬法の手続の特例に基づく埋火葬に係る手続				

市内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

※ これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はなく、特措法の対象ではないが、新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策を準備しておく。

(1) 実施体制

市は国内外において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、県と連携し、情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、庁内関係部門や関係機関との会議を開催し、国及び県の各種通知に基づき対策を協議・実施する。

(2) サーベイランス・情報収集

・サーベイランス

鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を 把握する。

• 情報収集

鳥インフルエンザに関する国内外の情報を、国・県等により収集する。得られた 情報は速やかに関係部局に伝達する。

(3)情報提供・共有

- ・県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、国、 県と連携し、発生状況及び対策について、市民に積極的な情報提供を行う。
- ・海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHO が情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められ、国、県から、海外における発生状況、国における対応状況等について、情報提供があったときは、関係部局で情報を共有するとともに、市民に対し積極的に提供する。

(4)予防・まん延防止

人への鳥インフルエンザの感染対策

県が実施する接触者への対応(外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応指導等)、死亡例が出た場合の対応(感染防止の徹底等)等に協力する。

家きん等への防疫対策

鳥インフルエンザウイルスの人への感染を防止する観点等から、新型インフル

エンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家きんで の発生を予防するため、県が実施する高病原性鳥インフルエンザが発生してい る地域からの家きん等の移動停止、県内の農場段階での衛生管理等に協力する。 低病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、県が実施する防疫指針に即した 具体的な防疫措置(患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等) について協力する。

(5)医療

市内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し、発症が認められた場合

- ① 感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療について、県と協力し行う。
- ② 患者(疑似症患者を含む。)について、感染症法に基づき、県が行う入院その他等の必要な措置について協力する。

【用語解説】

※アイウエオ順

Oインフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類 される。人でのパンデミックを引き起こすのは A型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆる A/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。)

〇感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第 二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- *特定感染症指定医療機関:新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類 感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる 医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- *第一種感染症指定医療機関:一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- *第二種感染症指定医療機関:二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- *結核指定医療機関:結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局。

〇感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核 病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感 染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるため の病床である。

〇帰国者・接触者外来

発生国からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来。

〇帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

〇抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイル薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

〇個人防護具 (Personal Protective Equipment: PPE) 及び防護服

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途(スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等)に応じた適切なものを選択する必要がある。

〇サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、 感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況(患者及び病原体)の把握及び分析のことを示すこともある。

〇指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

〇死亡率(Mortality Rate)

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

〇人工呼吸器

救急時・麻酔使用時等に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

〇新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイル

スを病原体とする人の感染症のインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとは異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行(パンデミック)となるおそれがある。

〇新型インフルエンザ(A/H1N1)/インフルエンザ(H1N1)2009

2009年(平成21年)4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ(A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011年(平成23年)3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ(H1N1)2009」としている。

〇新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第9項)

〇積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は 必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況 及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

〇致命率 (Case Fatality Rate)

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

Oトリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行う ために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

〇鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られ

るとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

〇濃厚接触者

患者と長時間居合わせたなどにより、新型インフルエンザ等の病原体の感染が 疑われる者。

〇発病率(Attack Rate)

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

Oパンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

Oパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス 又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

〇病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の 重篤度として用いられることが多い。なお、学術的には、病原体が宿主(ヒトな ど)に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、毒素の 産生態、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

〇プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン(現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造)。